

審査結果概要書

平成 24 年 7 月 6 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	書店における照明設備の更新（LED化）による省エネルギー事業
排出削減事業者名	株式会社三洋堂書店
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人低炭素投資促進機構
その他関連事業者名	
事業実施場所	○小牧東店 （愛知県小牧市応時2丁目215番地） ○ひしの店 （愛知県瀬戸市東赤重町1丁目107番地） ○領下店 （岐阜県岐阜市領下4丁目94番地） ○大野店 （岐阜県揖斐郡大野町大字黒野字東小奈良57-1） ○新大垣店 （岐阜県大垣市林町7丁目1072番地1） ○新関店 （岐阜県関市小瀬字東長池2660） ○多治見南店 （岐阜県多治見市大畑町赤松98-10） ○高富店 （岐阜県山県市高富2405） ○富田店 （三重県四日市市茂福680番地） ○岬店 （千葉県いすみ市岬町大字江場土字関内1863 ミサキショッピングガーデン内） ○猪高車庫東店 （愛知県名古屋市中東区よもぎ台1-704）

	<ul style="list-style-type: none"> ○清洲店 (愛知県清須市西市場 5 丁目 5 番地 1) ○高浜店 (愛知県高浜市沢渡町 1 丁目 2 番地 9) ○香久山店 (愛知県日進市岩崎台 1 丁目 1222 番地) ○半田店 (愛知県半田市宮本町 6 丁目 202 番地 11) ○穂積店 (岐阜県瑞穂市馬場上光町 3 丁目 1) ○本巣店 (岐阜県本巣市文殊字天辺 1006-1) ○北勢店 (三重県いなべ市北勢町阿下喜 3326) ○桑名店 (三重県桑名市大字東方字福島前 764 番地) ○精華店 (京都府相楽郡精華町精華台 3 丁目 12 番地 4) ○平群店 (奈良県生駒郡平群町大字三里 728 番地の 1) ○上前津店 (愛知県名古屋市中区大須 3-10-16) ○鳥居松店 (愛知県春日井市鳥居松町 3 丁目 79 番地) ○新恵那店 (岐阜県恵那市長島町正家 932 番地の 1) ○南濃店 (岐阜県海津市南濃町吉田 712 番地 1) ○各務原店 (岐阜県各務原市蘇原花園町 3 丁目 52 番地) ○大和店 (岐阜県郡上市大和町徳永 828 番地の 1) ○星川店 (三重県桑名市大字星川字十二 899 番地) ○サーキット通り店 (三重県鈴鹿市稲生 4 丁目 1-1) ○近江八幡店 (滋賀県近江八幡市鷹飼町北 2 丁目 3 番 4) ○八日市店 (滋賀県東近江市東中野町 4 番 23 号)
<p>事業の概要</p>	<p>本事業は、書店 31 店舗に設置されている照明設備を、消費電力の少ない LED 照明に更新することで、電力消費量を削減し、CO2 排出量を削減し環境保全に貢献するものである。</p>

排出削減量の計画	<p>< 限界電源炭素排出係数使用 > 【限界電源炭素排出係数使用の場合】 2011年度： 132 tCO₂/年 2012年度： 1,700 tCO₂/年 （事業実施期間合計 1,832 tCO₂）</p> <p>【全電源炭素排出係数の場合（参考値）】 2011年度： 72 tCO₂/年 2012年度： 985 tCO₂/年 （事業実施期間合計 1,057 tCO₂）</p>
国内クレジット 認証期間	<p>事業開始日 2012年2月1日 終了予定日 2013年3月31日</p>
排出削減方法論	方法論番号 006 照明設備の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、2012年5月22日、23日に事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：小牧東店、他30ヶ所 （愛知県小牧市応時2丁目215番地、他30ヶ所）</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO₂排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備（直管型蛍光灯）を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、全店同時に投資の意思決定がされ、入手した根拠資料、質問および検算により全体で4.4年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合すること</p>

	<p>により正確性を確認している。また、投資回収年数については、本事業は補助金を受けておらず、全投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>当該組織の事業は、主に本や文具等の販売している。多店舗展開の事業であり、社会貢献活動の一環として、震災を契機に省エネを組織として取り組む必要があったとのことである。そのような中、店舗既存照明の LED 化で照度を確保したまま省エネ推進に貢献することを決定された。さらに、環境貢献のアピール効果を期待して本制度を活用することが決定されたことを、事業者への質問により確認した。</p> <p>以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>
<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 006 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、既存の照明設備よりも省電力の照明設備に更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、本事業により LED 照明設備への更新を行わなかった場合、既存の直管型蛍光灯を継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、事業実施前及び実施後のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量（稼働時間）を把握できることを確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p>

4. 特記事項

なし